

鹿児島大学構内における撮影についての取扱要領

平成25年6月25日
学 長 裁 定

1. 趣旨

この要領は、鹿児島大学構内（以下「構内」という。）において学外者（本学からの依頼を受けた者を除く、以下同じ。）が行う撮影の取扱いについて必要な事項を定める。

2. 対象範囲

この要領は、学外者が構内において行う次に掲げる撮影について適用する。

- ・報道
- ・映画、テレビ、動画等の撮影
- ・広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のために行う写真撮影
- ・教材その他資料等の制作のための撮影

3. 撮影可能場所

建物外観・屋外(正門、道路等)とする。ただし、管理部局等の責任者又は研究室等の責任者が認めた場合は、建物内、研究室等を撮影することができる。

4. 撮影許可

- ①本要領の対象となる撮影を行う場合は、事前に撮影許可を得るものとする。ただし、報道に関するもの及び情報番組等において本学教職員の教育研究等に関する内容を取り扱うもので、次の③に明らかに該当しないものは、撮影許可を要しない。
- ②撮影許可の申請は、取材対象者の内諾を得たうえで、原則として撮影の5日前（本学休業日を除く。）までに、企画書等を添え、別紙1「鹿児島大学構内における撮影許可申請書」及び別紙2「誓約書」を総務部企画評価課広報係に提出するものとする。
- ③次に該当するものは撮影を認めないものとする。
 - ・本学の教育研究等の妨げになると判断されるもの
 - ・本学を嘲笑する意図があると判断されるもの
 - ・本学の名誉を傷つけると判断されるもの
 - ・個人的な営利目的と判断されるもの
 - ・本学の教育研究等を侮辱する内容が含まれると判断されるもの
 - ・その他教育機関としてふさわしくないと判断される場合

5. 撮影料

- ①撮影料は、原則として無料とする。ただし、施設設備等を長期間使用する場合は有料とし、その料金については、その都度協議する。
- ②撮影料が有料となった場合、施設設備等を長期間使用した光熱水費の消費等により発生する収入はその費用を負担する予算部局に配分するものとする。

6. その他

- ①撮影した映像を使用する際には、「鹿児島大学」が撮影協力している旨をテロップ、ホームページ等により公表するものとし、本学においても撮影に協力した旨を公表でき

るものとする。ただし、映像制作にかかる契約内容等に抵触する場合や、撮影場所を管理する部局長等が、公表することにより教育研究等の妨げになると判断した場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

鹿児島大学構内における撮影許可申請書

平成 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学長 殿

申請者（法人その他の団体にあつては、この申請にかかる責任者）

住 所：

団体名：

役職名：

氏 名： ㊟

連絡担当者

氏 名：

電話番号：

下記のとおり、貴学構内で撮影いたしたく、関係資料を添付のうえ申請します。

記

1. 撮影目的：

2. 撮影日時

平成 年 月 日（ ）： ～平成 年 月 日（ ）：

3. 撮影に参加する人数

- ・撮影スタッフ 名
- ・出演者 名
- ・入構する車両 台

4. 撮影使用場所

5. 添付書類

6. 備考

注）申請書に記載する情報は、鹿児島大学構内における撮影許可手続き、連絡のための目的で利用するもので、これ以外の目的で利用または他に提供することはありません。

平成 年 月 日

上記申請を許可します。

国立大学法人鹿児島大学長

㊟

誓 約 書

平成 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学長 殿

申請者

住 所 :

団体名 :

役職名 :

氏 名 :

㊞

貴学構内での撮影にあたり、下記事項を遵守し、貴学の指示に従います。

記

1. 教育研究等の妨げになる行為は行いません。
2. 貴学を嘲笑する意図はありません。
3. 貴学の名誉を傷つける内容は含みません。
4. 個人的な営利目的の撮影ではありません。
5. 貴学の教育研究等を侮辱する内容は含みません。
6. 撮影にあたっては、貴学学生、教職員等の権利を侵害することのないよう充分配慮
します。
7. 近隣住民へ迷惑のかかる行為は行いません。
8. 撮影後は、原状に復帰します。
9. 貴学の施設等を滅失、損傷又は汚損したときは、その損害を弁償します。
10. 撮影及び準備中に生じた事故・トラブル等については、その一切の責任を取ります。